

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成推進について

平成29年11月27日

第2回 山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会
鶴岡市、酒田市、遊佐町、山形県、山形地方气象台

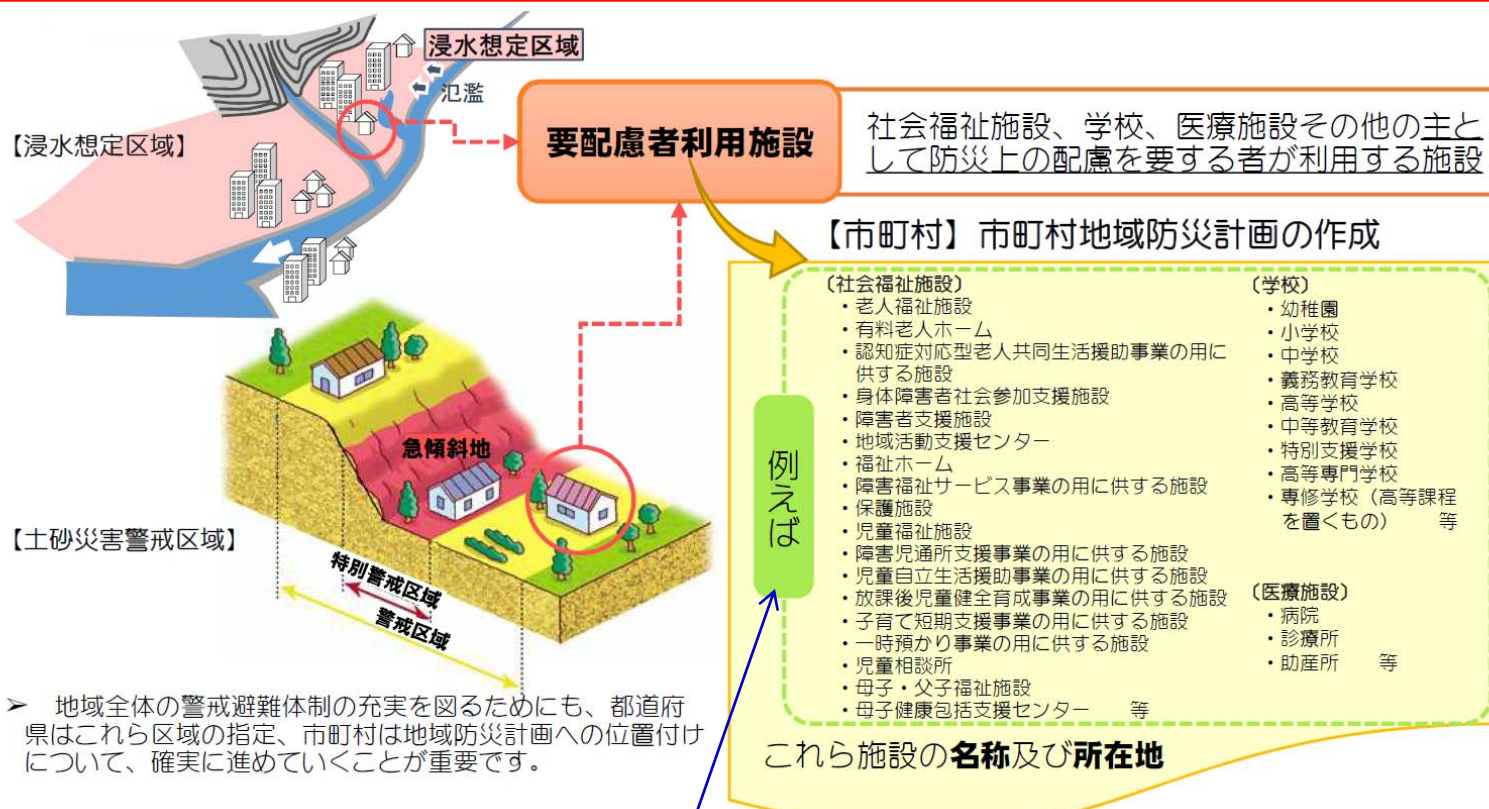
要配慮者利用施設に係る水防法等の改正概要

「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施**が義務となりました。頻度

※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※H29. 6. 19付け国水政12号の施行通知に記載されている例示施設

要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成推進

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。

① 防災体制 ② 避難誘導 ③ 施設の整備 ④ 防災教育及び訓練の実施 ⑤ 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合） ⑥ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

○施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれます。

※現在、市町村地域防災計画に洪水浸水想定区域内の全ての要配慮者利用施設が掲載されているわけではありません。今後、市町村地域防災計画に掲載する施設の種別等について幹事会で議論していくこととしています。

※市町村は、市町村地域防災計画に、洪水浸水想定区域内に利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地を定める必要がある。（水防法第15条第1項第4号八）

手引き別冊の使い方 - 避難確保計画作成の手引き（抜粋）

- ①「作成支援編」を見ながら、「様式編」を記載します。
- ②不明な点は、市町村の防災部局及び福祉部局等と相談しながら作成してください。
- ③記載した「様式編」を市町村に提出してください。
- ④「作成支援編」と「様式編」の記載内容に従い、避難訓練を実施してください。



①作成支援編を見ながら
様式を記載



②不明な点は
市町村に相談



③市町村へ提出
(コピー可)

義務

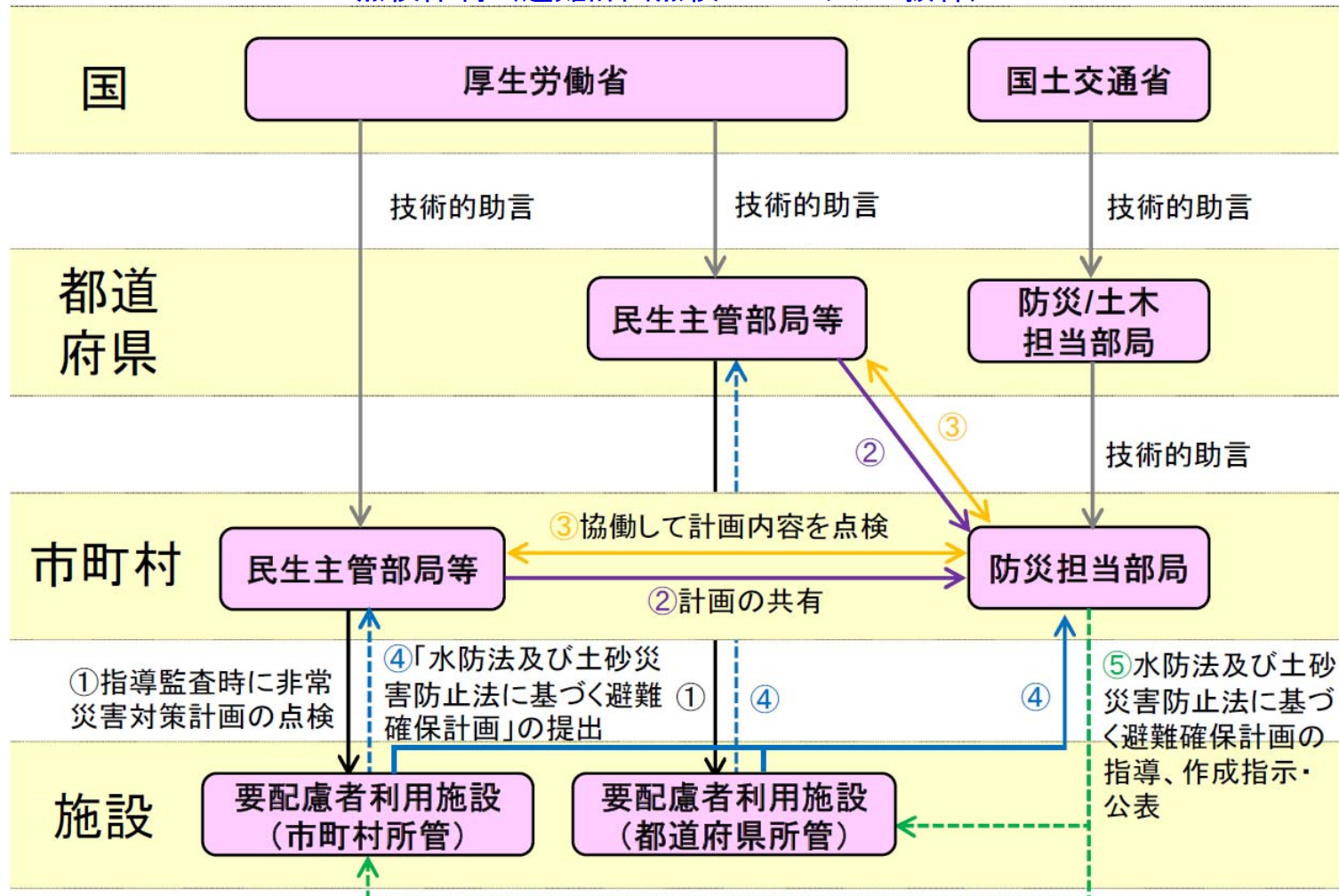
要配慮者利用施設に係る避難確保計画の確認

施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言等を行います。

※県では、県関係各課による調整会議を12月に開催し、問い合わせ窓口の設置等を行う予定。

点検体制（避難計画点検マニュアル 抜粋）



要配慮者利用施設の避難訓練の実施

施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する必要があります。

要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援を行うことが重要です。

ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施されることが重要であり、都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進することが望まれます。

※県では、既に土砂災害警戒区域内の施設において実施している避難訓練の支援を参考に、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難訓練への支援策の検討を行います。



避難体制のより一層の強化のために、関係部局が連携して支援することが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



避難訓練の実施



職員や利用者への学習会



要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）



写真：平成28年台風10号要配慮者利用施設被災状況
岩手県岩泉町（撮影 国土地理院）



施設内の様子



避難経路の様子



意見交換の様子

内閣府（防災担当）
消 防 庁
厚 生 労 働 省
国 土 交 通 省
気 象 庁

岩手県久慈市の事例

Point1 施設の災害リスクを把握し、避難方法を検討する

ハザードマップ等から避難場所や避難手段を検討する

【避難場所の確認】

✓ ハザードマップや市のホームページ等から施設周辺の避難場所を確認した（※避難場所は災害種別毎に指定されていることに留意）。



番号	施設名	指定緊急避難場所					避難場所の特徴
		洪水	崖崩れ、土石流及び地割れ	高潮	地震	津波	
①	久慈中学校	×	●	-	●	-	どちらも施設から近いが、浸水区域内にあり、洪水の避難場所に指定されていない。避難場所①は「近隣の安全な場所」として活用することは考えられる。（避難場所②は1階建てのため、「近隣の安全な場所」として考えない）
②	栄町町民会館	×	●	-	●	-	
③	天神堂公民館	●	●	-	●	-	浸水区域外にある避難場所の中では施設から最も近いが、スペースが小さくないため、周辺の住民が避難した場合には入れないおそれがある。
④	寺里公民館	●	●	-	●	-	-
⑤	元気の泉	●	●	●	●	●	他の避難場所に比べて遠いものの、福祉避難所にも指定されており、ベッドや布団等があるため、発災後の避難生活を考慮すると、他の避難場所と比較して入所者への負担が少ない。
⑥	久慈東高等学校	●	●	-	●	-	-

【検討結果（避難場所）】

✗ 避難場所①②は洪水の避難場所に指定されていないことから避難先としては適さない。なお、避難場所①は事態が切迫した場合には「近隣の安全な場所」として避難することも考えられるが、エレベーターがなく階段を登らないといけないため、入所者の歩行状態や階段を登る時間等を考慮し、浸水想定区域外への避難を優先した。

◎ 避難場所⑤は施設からは遠いが、福祉避難所に指定されていることから、避難生活時の入所者への負担を考慮し、最優先に考える避難場所とした。

○ 避難場所⑥は避難場所⑤が満員で入れなかった場合に使用することとした。

○ 避難場所③④は逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、避難場所⑤⑥まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合に使用することとした（避難場所④は③が満員だった場合を想定）。

【検討結果（避難手段）】

➤ 入所者の症状から避難場所③④⑤⑥まで徒歩で移動することは不可能であるため、自動車で避難する。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編） 国土交通省HPより

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成の手引き別冊 （作成支援編・様式編）



平成28年台風第10号による被害状況

